



トクちゃん新聞

9月号



毎日暑い日が続きますがウチのHPも負けないくらい「熱い」ですよ！

平成18年8月29日
徳野会計事務所

〒577-0006

東大阪市楠根3-12-28

TEL : 06-6744-3961

FAX : 06-6744-3963

URL : <http://www.ft-tax.com/>

mail:info@ft-tax.com



より一言

ホームページに何回かにわけて、「税理士の探し方・選び方・上手な付き合い方」について、思うところを書いてきました。実は、このネタは、開業当時に「税理士との上手な付き合い方」というテーマであちこちでセミナーをさせていただいた時に作ったもので、リニューアルする前のホームページにも掲載していたものでした。自分のブログが検索サイトでヒットするのかな、と書いていろいろな言葉で検索してみたところ、**私の文章がそっくりそのまま、他の税理士さんのホームページに掲載されている**ことを発見しました。へ～、そんなこともあるねんな～なんて思っていました、やっぱりちょっと「気い悪い」です。周囲に聞くと、「注意はしといた方がよい」との意見が多数。そこで、「使ってもいいですけど、徳野氏の文章を引用してます、って、文末にでも入れておいてください」とメールでお伝えしたのですが、何の返答もありませんでした。しかし、数日後にはその税理士さんのホームページから問題の文章が消えていました。「だまってコソツと修正しはったんか～。なんだかな～」という思いが渦巻いています。今まで、**著作権**なんてこと意識したことなかったですけど、今回ちょっとだけ意識してしまいました。「真似されるほどいい文章やったってこととちゃう？」と妻からよいプラス発想をもらいました。

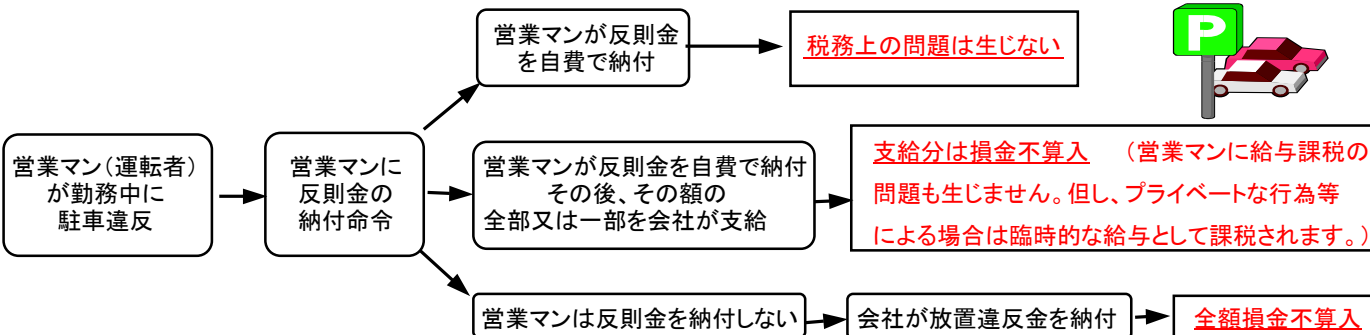
◆税務情報

◆「反則金と放置違反金」の税務上の取り扱い ◆

今年6月1日に改正道路交通法が施行されました。駐車違反車両の運転者のほか使用者への責任追及の強化や民間の駐車監視員の導入、また、違反金滞納に対して車検を拒否するなどの施策が行われます。これらの施策の中でも新たに導入された「**放置違反金制度**」に起因する「反則金や放置違反金についての課税関係」は気になることです。今回はこのテーマを取り上げてみました。

今回の改正では、駐車違反をした運転者が「反則金」を納付しない場合は、放置車両の使用者(車両購入者等で、車検証に記載された使用者)に対し、「放置違反金」を課することになりました。よって新制度下では、使用者が会社の場合は、仮に運転者である従業員が「反則金」を納付しなければ、納付義務は会社に移り、会社が「放置違反金」を納付しなければなりません。では、この場合は税務上はどんな取り扱いとなるのでしょうか？ 下記、具体例を基にまとめてみました。

【営業マンが勤務中に駐車違反したケース】



◆税金豆知識

担当: 荒田

森林環境税を導入し、県民税に上乗せして徴収している県が増加しています。昨年4月現在では、47都道府県中8県で導入していましたが、今年4月時点には16県で導入しています。その徴収方法は、多くの県で所得に関係なく資本金等の額により徴収する仕組みを採用しています。ちなみに、関西では大阪以外の県で導入済み(滋賀、兵庫、奈良)や導入検討(和歌山、三重、京都)がなされています。



◆経費削減アクションプラン

担当: 大塚

パソコン、メール等の利用が進み、紙に印刷して書類を作成することが最近では少なくなってきましたが、会議資料、保存書類としての紙の使用はまだまだニーズがあると思います。そこで質問です！**皆さんの会社には用紙が何種類ありますか？**書類の形式によって様々なサイズが必要な為、どこの会社も数種類の用紙を常に常備しているのではないのでしょうか？形式変更、縮小等で各種書類のサイズ統一はできませんか？用紙の種類を減らすことにより用紙代、保管ファイル、保管スペースの削減が計れます。一度検討してみてもはどうでしょう？



◆税務スケジュール (9月)

	法人	日	その他
10/2	<18年7月決算法人> 確定申告・納付	11	8月分源泉所得税納付
10/2	<1月決算法人> 中間(予定)申告・納付	11	8月分特別徴収・住民税納付
10/2	<消費税中間申告> 10月決算③・19年1月決算②・19年4月決算①	10/2	8月分健保・厚生年金納付

※9月は30日が土曜日のために金融機関がお休みです。そのため、期日が末日のものは、10/2(月)になります。

担当: 岡村



◆経理合理化のススメ

今回、第二回目としてご紹介したいテーマは、「キャッシュレス」についてです。

前回、ご紹介した「月1回振込精算法」の続きです。「経費精算を月1回にして、なおかつ現金支払ではなく、**社員の銀行口座に振込みにしませんか！?**」

その一番の目的は、「現金を数えたり、現金出納帳をつける作業から、**経理担当者を解放すること**」です。どなたでも、簡単にできて、すぐに効果が生まれると思いますので、一度ご検討ください。



(参考図書:『「儲かる経理」に30日で変わる究極の方法』 児玉尚彦先生著) 担当: 荒田

◆お客様紹介

株式会社フレンド・ケアサービス

- 1) 会社情報
- ① 設立日: 平成10年9月
- ② 事業内容: 介護全般
- ③ 代表取締役 澤中 昭子
- ④ URL: <http://www.friend-care.com/>



フレンドケア
在宅介護総合支援センター

※さらに、詳しい情報は、
当事務所HP→
「お客様の声」をご覧ください。



2) どんな会社？

吹田の老舗中の老舗の介護事業者。デイ施設2箇所、ケアプラン作成、ヘルパー派遣、レンタル事業、住宅改修と介護事業全般を展開しておられます。この夏、小規模住宅も1箇所始められ、益々ご活躍の範囲を広げておられます。原動力はなんといっても、パワフルな澤中社長。快活なところが前面に出ますが、その一方で、従業員へのマナー指導や仕事に対する考え方の徹底など、細やかな部分も見せてくださいます。常務を筆頭に若い力を得て、今後益々ご発展されるものと思います。

3) 自社アピール

当社は、介護に関わり25年になります。たくさんの高齢者の方々とお会いして参りました。「人生の終着駅に行くまで、長生きしてよかった」と思って頂けるように、側面的に介護のプロとして、仕事を遂行していきたいと、いつも考えています。人々が老いても安心生活が出来ることを願い、事業に邁進いたしております。 担当: 徳野

◆スタッフ紹介

はじめまして！大塚です。

徳野会計事務所には、昨年の11月下旬に入所いたしました。

前職は、商社に勤務しており、ずっと営業畑を歩いてきました。大阪、4年半、京都、1年半と計6年間、関西で仕事をしてきました。現在を含めて、7年近く関西圏に住んでおりますが、実は、私、生まれは新潟県の長岡市というところでして、それまでに関西圏にきたことは1回だけでした。(小学生の時に親戚のおじさんに高校野球を観に連れて行ってもらいました。たしか、行き帰りバス移動で高校野球だけを観て帰るという強行スケジュールだったと思います。)ですので、最初は、見るもの、聞くもの、食べるもの、全てが新鮮&驚きの連続でした。

具体的には...

- ①ふぐが庶民的価格で食べられる！
 - ②各家庭にたこ焼き器がある！
 - ③うどんがうまい！！(特に「おつゆ」が！)
- などなど...。食べ物の話ばかりですが、もちろん、華やかな看板の数々にも感動しました。(今までは、TVの世界のものでしたから...。)
- 早く皆さまの力になれるよう、頑張りますので、今後も宜しくお願いします。

私事で恐縮ですが、
9月に結婚させていただきます！



◆税金クイズ

今回は医療費に関するクイズです



担当: 清水

- ①日本に居住している者が海外旅行中に病気になった為、現地の医者に支払った医療費は医療費控除の対象になりますか？
- ②娘が結婚し生計を一になくなった場合には、結婚する前に父親が支払った治療代は父ではなく夫の医療費控除の対象になりますか？
- ③昨年の治療代を今年になって支払ったら、その支払った医療費は今年の医療費控除の対象になりますか？

① 日本に居住している者が海外旅行中に病気になった為、現地の医者に支払った医療費は医療費控除の対象になります。 正解です。

② 娘が結婚し生計を一になくなった場合には、結婚する前に父親が支払った治療代は父ではなく夫の医療費控除の対象になります。 正解です。

③ 昨年の治療代を今年になって支払ったら、その支払った医療費は今年の医療費控除の対象になります。 正解です。